## 子育て支援コーディネーター(会計年度任用職員)募集要項

	項目	内容
1 職名	名	子育て支援コーディネーター(会計年度任用職員)
2 募9	集人数	1人
3 任月	用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
4 任月	用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。(業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等)
5 勤剂	<b>务職場</b>	こども政策課 ・子育て支援センター内「子育て情報コーナー みっけ」 ・市役所本庁舎3階「子育て情報スポット プチみっけ」
6 職者	<b>答</b> 内容	・子育て(妊娠・出産・育児・子育て)に関する相談及び関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集、整理及び提供 ・子育て支援機関と連携してこども及び保護者の支援 ・そうか子育て応援・情報サイト「ぼっくるん」の運用に関する業務 (入力作業・情報更新など)
7 応募資	€格・求められる能力	<ul> <li>・子育て・子育て支援に係る業務に従事した経験を有することが望ましい。</li> <li>・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。</li> <li>・パソコン (Excel、Word等)の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。</li> <li>・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。</li> <li>・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。</li> <li>・自分の業務を理解し、守秘義務など責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。</li> </ul>
8 勤剂	<b>务時間</b>	週35時間勤務(週5日勤務)、 月曜日から金曜日:8時30分から17時までの間における7時間 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有(業務の必要上やむを得ない場合)
9 勤和	<b>答しない日</b>	<ul><li>・週休日(日曜日及び土曜日)(振替:無)</li><li>・国民の祝日に関する法律による休日</li><li>・年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)</li></ul>
10 休憩	題時間	60分
11 休明	<b>叚等</b>	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。(※有給休暇と無給休暇があります。)
12 報酉	州額	時給 1,269円(地域手当に相当する報酬を含む) ・常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込 により支給
13 社会	会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入有

14 応募方法	申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用 し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書 (2) 申込期限 令和7年11月7日(金曜日)(必着) ※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時15分まで
15 選考方法	書類選考及び面接選考 ・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	草加市役所 こども政策課 住所:〒340-8550 草加市高砂1-1-1 電話:048-922-0151 (代表)

<sup>※</sup> その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

<sup>※</sup> 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険 制度が変更となる場合があります。